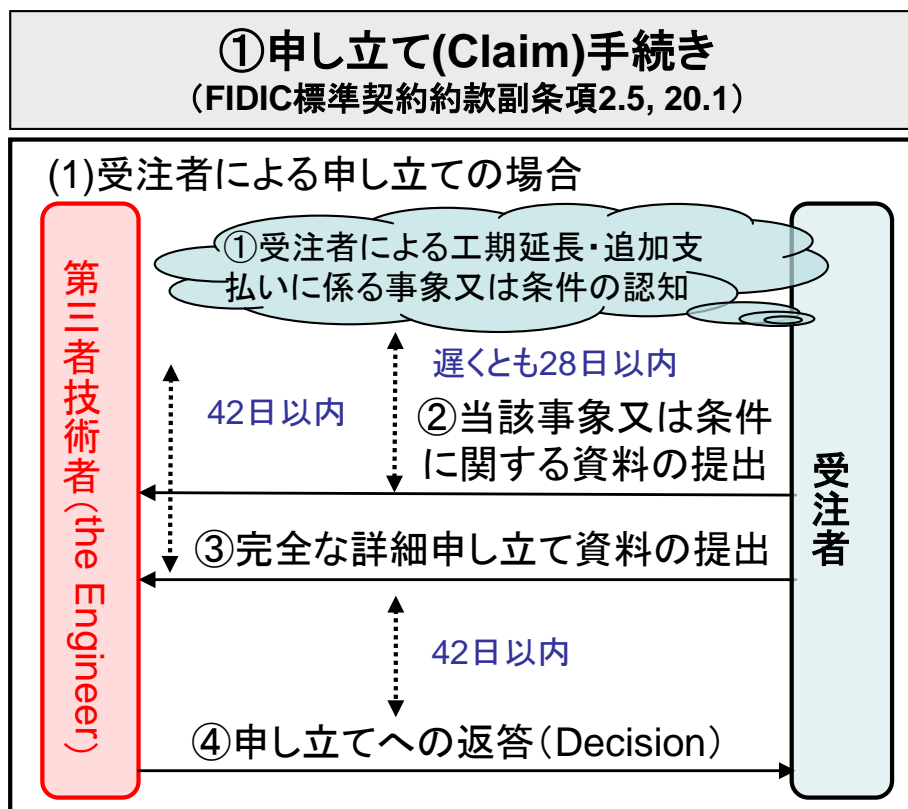


# 1. 第三者技術者 (the Engineer) の活用 (4) クレーム事例の紹介

---

# 1. FIDIC契約約款におけるクレームの概要及び手続き

- FIDIC契約約款において、予見不可能な物理的条件等の理由に起因した追加支払いや工期延長について、受注者の契約上の権利の請求をクレーム(Claim)という。
- クレームの具体的な手続きとして、契約に定められた手順に沿って、受注者が第三者技術者にクレームを提出した上で、第三者技術者が契約書に基づきクレームの評価及び決定を行う。
- 受注者によるクレームの提出にあたり、契約上の条件をよく理解した上で、期間を守りつつ、見落としや齟齬がないようにするのが重要である。



## 2. 受注者がクレームの権利を有する事項

### ①FIDIC契約約款において追加費用・工期延長のクレームの根拠となる条項

	条項	追加費用	工期延長
1.0	図面又は指示の遅延	○	○
2.1	現場への立ち入り権	○	○
4.7	計画位置の設定	○	○
4.12	予見不可能な物理的条件	○	○
4.24	化石	○	○
7.4	試験	○	○
8.4	完成期限の延長		○
8.9	工事中断の結果	○	○
10.2	工事の部分引き渡し	○	○
10.3	完成試験の阻害	○	○
11.8	請負者による原因究明	○	
12.4	省略	○	
13.7	法制の変更による調整	○	○
16.1	請負者の工事中断の権利	○	○
17.4	発注者のリスクの帰結	○	○
19.4	不可抗力の結果	○	○

### ②FIDIC契約約款において追加費用の支払いを受けられる可能性の基となる条項

	条項	内容
4.6	協力	協力に関する予見不可能な追加費用
11.2	欠陥修復の費用	修復に関する変更による追加費用
11.8	請負者による原因究明	11.4条に依らない原因究明に基づく追加費用
12.4	省略	省略に基づく追加費用
13.3	変更の手続き	変更による追加費用
13.8	費用の変更による調整	物価上昇による追加費用
14.8	支払いの遅延	支払遅延に基づく追加費用
15.5	発注者の契約終了の権利	発注者の契約終了に基づく支払い
16.4	契約終了に伴う支払い	請負者による契約終了に基づく支払い
19.0	任意契約終了、支払い及び解除	不可抗力による契約終了に基づく支払い
19.7	法的な履行の解除	法的な履行解除に基づく支払い

#### 【インドネシア】

<p>工事目的物: ダム用トンネル</p>	<p>エンジニアの所属: インハウスエンジニア</p>
<p>工事内容:                  仮排水路トンネル 内径10m 延長460m                  洪水吐 内径11.5m 延長114m</p>	<p>クレーム請求内容:                  金額 約23億円                  工期延長 18ヶ月                  クレーム解決方法: 協議                  決着結果: 調査時点で交渉中</p>
<p>クレームの背景</p>	<p>・坑口部掘削→仮排水トンネル→洪水吐トンネルの一連の各工事において、入札時と異なる地質条件への対応のために多大な追加コストが発生した。(坑口部: 岩掘削80%増、仮排水トンネルの支保タイプ変更)</p>
<p>受発注者間の論点</p>	<p>受注者の主張: 施工状況の変化は「予見不可能な物理的条件変更」                  発注者の主張: 出現した施工状況は「予見不可能な物理的条件」ではない</p>

「海外建設工事の契約管理 第3部 クレームの事例(別冊) アンケート調査結果 2001年11月 (社)海外建設協会 P19」より抜粋

### 3. クレーム事例②: 契約図書と第三者技術者の指示の相違による追加費用のクレーム

#### 【マレーシア】

<p>工事目的物: ダムの基礎掘削</p>	<p>エンジニアの所属: 独立コンサルタント</p>
<p>工事内容: 土工事 200万m<sup>3</sup></p>	<p>クレーム請求内容: 金額 約15億円(単価変更等) クレーム解決方法: 協議 決着結果 : 請求額の50% 決着までの期間: 10年</p>
<p>クレームの背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの基礎掘削において、契約図書とは異なる精度の高い掘削をエンジニアから指示されたことに伴い、掘削費用が増加した。</li> <li>・上記にともない基礎面の起伏が大きくなり、基礎面上に行う盛土の施工手間が増加したため盛土費用が増加した。</li> <li>・堤体の盛土材料の採取場所は指定されていたが、盛土材の含水比が高く、粒度分布も仕様と合致しなかったため材料の調整、採取地の変更に伴い運搬費が増加した。</li> </ul>
<p>受発注者間の論点</p>	<p>受注者の主張: 契約図書と異なる掘削・盛土方法となっている。 発注者の主張: 単価の変更には同意。ただ、変更単価が高すぎる。 指定の盛土材は粒度調整が可能な範囲を越えていることは認める。</p>

#### 【シンガポール】

<p>工事目的物: 浚渫工事</p>	<p>エンジニアの所属: インハウスエンジニア</p>
<p>工事内容: 浚渫量 17.5百万m<sup>3</sup></p>	<p>クレーム請求内容: 工期 工期延長 クレーム解決方法: 協議 決着結果 : ほぼ主張が認められた 決着までの期間: 10ヶ月</p>
<p>クレームの背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浚渫エリア内のほとんどの土質が岩質であったため、水中発破を要し工期内の完成ができない可能性が生じた。</li> <li>・浚渫エリアには部分工期も設定され完成遅延に対しては予定損害賠償金が規定されていた。</li> </ul>
<p>受発注者間の論点</p>	<p>受注者の主張: 発注者より受領した土質データには岩質は無く、何れの施工者でも工期内完成はできない。ターミナルの運営に関してコンテナ船の進入範囲の掘削は工期内完成できる。</p> <p>発注者の主張: 土質条件に関係なく工期内完成が義務である。浚渫の遅れに伴いターミナルの稼働に影響を及ぼした</p>